

令和8年第5回農業委員会議事録

令和 8 年 5 月 2 5 日

下 妻 市 農 業 委 員 会

令和8年第5回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和8年5月25日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による令和8年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（一括方式）

第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による令和8年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（再転貸）

第8号 下妻市農地利用最適化推進委員の評価について

4. 報 告

第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

3番 結束 乾一

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

9番 飯島 晴彦

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

19番 齋藤 孝夫

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男

局長補佐 杉田 由里子

局長補佐 磯 和洋

係長 富張 陽子

（午後1時30分 開会）

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和8年第5回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、15番 稲川広美 君、16番 飯村春夫 君、の両名を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

議案第1号処理番号7号につきまして、申請人の都合により取下げとなっております。また、議案第6号が差し替えとなっております

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、6件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、半谷地内、6筆、畑、合計17,419㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、福田地内、畑、61㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の受贈で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、今泉地内、畑、848㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、皆葉地内、畑、245㎡、申請理由は、自宅に近い農地の受贈で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、江地内、畑、783 ㎡、申請理由は、自宅に近い農地の受贈で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 6 号、申請地、高道祖地内、畑、199 ㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から東へ約 500m 圏内にあり、野菜の作付けがされており、一部木の根が掘り起こしてありました。5 月 15 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 2 号:栗原委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり農機具修理研修センターから東へ約 750m にあり、作付けはなく、きれいに整地されていました。5 月 16 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 3 号:野村委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、下妻市立図書館から南西へ約 550 m にあり、野菜の作付けがされていました。5 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人は高齢のため、市内在住の長女に電話をして行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 4 号:羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、大形郵便局から南へ約 1.2 km にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲

渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約 2.2km にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。5 月 15 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号:笠島委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約 500m にあり、草が少し生えていましたが、管理されていました。5 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

4 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、小島地内、登記、田、現況、畑、235 m²、申請理由は、自宅に近い農地を借りるもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号: 齊藤(森)委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、小島草庵跡から北西へ約 550m にあり、休耕で、草が少し生えていましたが、管理されていました。5 月 15 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には、自宅訪問を行い、本人が不在でしたが、同居人に電話をしてもらい、借人に確認しました。貸人には、自宅訪問にて行いました。

少し経緯を話しますと、借人は、外国人で、貸人は私の担当地区内の方です。貸人が、前もって借人に現地に来てもらって、事情を聞きたいということで、貸人へ、2 日間、電話をかけたそうなのですが、繋がらなかった。貸人は心配しておりまして、私が事務局と相談をして対処するというので、私が借人の方に電話をしましたところ、留守番電話で、外国語でした。そういう状況なので、借人の住まいであるアパートへ直接訪問し、下妻市農業委員会へ農地の貸し借りの申請書を提出されたので、確認をするために来ましたと伝えました。農業委員会のキャップをかぶって行ったのですが、なかなか信用してもらえず、借人の同居人へ、こういう申請書が出ておりますとお伝えをして、やっと納得してもらって、本人へ連絡をしてもらって、通じましたので、私が直接話をして確認をした次第であります。

以上、申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

お疲れ様でした。今後こういう案件も出てくると思いますので、皆さんでしっかり仕事をしていきましょう。それでは調査結果について発言はありませんか。野村委員。

野村委員

今のお話を聞いていて、そういう状況でも、きちんと書類がそろっていたら、許可しないということとはできないのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、願います。

事務局(磯和洋君)

お答えします。申請書については、借人、貸人の同席のもと記入をしていただきました。さらに、確認をしていただいた結果、耕作する意思があるということでございますので、許可せざるを得ない案件であると

判断いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

野村委員、よろしいでしょうか。

野村委員

はい。

事務局長(広瀬和男君)

補足説明、よろしいですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

局長、お願いします。

事務局長(広瀬和男君)

今回の議案第1号処理番号7号も同様のケースとなりますが、借人、貸人双方の確認がとれなければ、申請を取下げをしていただくこともございますので、補足で説明させていただきます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。高橋委員。

高橋委員

この借人、貸人の接点というのは、どういう経緯があったのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員から、説明をお願いします。

齊藤(森)委員

お話を聞いたところ、今回の貸人が、農地を自分で耕作できないので誰かに貸したいということで、農業委員会に申込をしたそうです。それで、農地を借りて野菜をつくりたいという今回の借人がいたので、事務局が間に入って、貸し借りを行うようにまとめたという話を聞いております。

事務局職員(富張陽子君)

農業委員会では、貸付希望農地制度を行っておりまして、自分で耕作できないといった農地の所有者の方が、誰かに耕作してもらえないかということで貸付希望農地として申請を受けまして、そういった中で、今回、この借人の方が申請地の農地を耕作したいということで、希望された経緯がございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員、よろしいですか。

高橋委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

それと、提案ですが、議案書に国籍を記載してもらえると良いと思います。また氏名もカタカナでお願いします。

その他、発言はありませんか。齋藤(森)委員。

齋藤(森)委員。

今回のように、申請があると必ず農業委員が調査をします。今回の外国人もそうですが、連絡が通じるように、何か、手立てをお願いしたい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただ今提案がありましたが、いかがでしょうか。

事務局長(広瀬和男君)

これまでも農業委員さんが連絡とりづらい場合は、個別に対応させていただくこともありましたが、これからも、委員さんに、お手数をおかけしないように事務局で協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

5ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、数須地内、2 筆、畑、合計 306 m²、申請理由は、実家に住んでおり、申請地に自己住宅を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 5 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号: 中山委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、道の駅しもつまから南へ約 150m にあり、休耕でしたが、管理されていまして。5 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議

題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

6 ページ並びに、参考資料の 3 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、6 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、中居指地内、4 筆、畑、合計 2,947 m²、申請理由は、事業拡大にあたり、既存事業所が手狭であるため、広い面積が確保できる申請地に、車両置場を設けるものでございます。

参考資料は、5 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、江地内、畑、470 m²、申請理由は、結婚を機に、同居するにあたり、申請地に自己住宅を建築するものでございます。

参考資料は、7 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、五箇地内、畑、1,655 m²、申請理由は、事業拡大にあたり、広い面積が確保できる申請地に、屋外貯蔵施設及び事務所を設けるものでございます。

議案書は 7 ページ、参考資料は、9 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、高道祖地内、畑、229 m²、申請理由は、住環境が良好な申請地に、建売住宅を建築するものでございます。

参考資料は、11 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、若柳地内、畑、330 m²、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築するものでございます。

参考資料は、13 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、鎌庭地内、畑、198 m²、申請理由は、住環境が良好な申請地に、建売住宅を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 6 ページ、参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるた

め、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に関する指導要綱に基づく協議書が提出済みとなっております。また、道路工事施工承認が承認済みとなっております。

議案書は7ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。また、道路工事施工承認が申請済みとなっております。

参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、上水道管及び下水道管が埋設されている道路に接し、申請に係る農地から500m以内に2以上の公共施設、千代川中学校・きぬ保育園があることから、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:野村委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻第一高等学校第2グラウンドから北へ約750mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5月20日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:鶴見委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約2.6kmにあり、休耕で、草が少し生えていました。5月20日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のと

おりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号:羽賀委員

議案第 4 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、特別養護老人ホーム千代川さくら館から南へ約 350m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。5 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には本人が高齢のため息子さんに電話をして行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、屋外貯蔵施設及び事務所へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:塚田会長職務代理者

議案第 4 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から北東へ約 450m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号:程塚委員

議案第 4 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江小学校から南西へ約 400m にあり、そばの作付けがされていました。5 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号:飯島委員

議案第 4 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約 200m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。中山委員。

中山委員

処理番号３号について、用途が野外貯蔵施設及び事務所建設ということで、貯蔵するものはエンジンオイルと書いてありますが、どのような施設になるのかちょっと参考までにお聞きしたい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。こちらの施設は、下がコンクリート敷きで屋根等がなく、敷地をそのまま利用するというところで申請が上がってきております。以上でございます。

中山委員

ありがとうございます。エンジンオイルですから、コンクリート敷の上に、ドラム缶等で重ね置きするようなイメージなんでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。やはりドラム缶を置くということでございますが、置き方についてまではこちらで把握しておりませんので、この後、確認をとっておきます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

中山委員、いかがですか。

中山委員

はいありがとうございます。敷地が広いものですから、エンジンオイル、油が流出すると非常に問題ですから、ちょっと気になりましたので、事後の管理をよろしくお願ひしたいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

はい、よろしくお願ひします。その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8 ページをお開き願います。

議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。非農地証明は、現況が山林で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は、宅地になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、半谷地内、畑、1,909 ㎡、現況が原野であるため、地目を変更したく、願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 5 号)

処理番号 1 号:鶴見委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、上妻小学校から南東へ約 250m にあり、原野になっていました。5 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野になっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年

度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第6号の別紙をお開き願います。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による令和8年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式は、中間管理機構へ提出する本案について、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、杉田補佐から説明いたします。

事務局職員(杉田由里子君)

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による令和8年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、一括方式についてご説明いたします。

こちらは、公益社団法人茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積等促進計画でございまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、以降機構法と申し上げますが、第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。お手元の議案第6号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積等促進計画一括方式総括表をご覧ください。

今回、利用権が設定される農地につきましては、田が259筆、50万5,373.00㎡、畑が185筆、20万281.00㎡、合計いたしますと、444筆、70万5,654.00㎡となり、貸し手は180名、茨城県農林振興公社の転貸後、借り手は66名で、県の公告を経て、開始は令和8年7月1日となります。内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、機構法第18条第5項第2号の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本計画案については、この後、農業委員会が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で説明を終了いたします。

ご審議下さいますようよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案、一括方式に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続いて、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 7 号の別紙をお開き願います。

議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸は、中間管理機構へ提出する本案について、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局職員(杉田由里子君)

議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、再転貸について、ご説明いたします。こちらにつきましても、議案第 6 号と同様、機構法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。

お手元の議案第 7 号の資料をご覧ください。

3 枚目を開き、農用地利用集積等促進、再転貸総括表をご覧ください。

こちらにつきましては、受け手、耕作者の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が 16 通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は田が 73 筆、9 万 6,911.00 m²、畑が 39 筆 3 万 6,115.00 m²、計 112 筆、13 万 3,026.00 m²で、貸し手が 59 名、借り手は 34 名でございます。内容につきましては、次の 1 ページから 18 ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。

なお、本計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で説明を終了いたします。ご審議下さいますようよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による令和 8 年度農用地利用集積等促進計画案、再転貸に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続きまして、議案第 8 号、下妻市農地利用最適化推進委員の評価について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第 8 号の別紙をお開き願います。

下妻市農地利用最適化推進委員の評価につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条において、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない、と定められております。

今回、任期満了に伴い、新たに応募及び推薦に応じた 11 名の評価につきまして、ご審議をいただくものであります。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局職員(杉田由里子君)

議案第 8 号について、ご説明いたします。

平成 28 年 4 月に農業委員会等に関する法律が改正となり、農地利用の最適化を目的として、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。

これを受けまして、本市におきましても農業委員と同じく、令和 8 年 2 月 25 日から 3 月 25 日まで、約 1 カ月間の募集を行った結果、定数 11 名に対し、応募による者が 1 名、推薦による者が 10 名ございました。委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条で農業委員会が委嘱することとなっておりますので、本日は候補者についての評価をお願いいたします。

それでは、次のページをお開きください。

こちらが候補者の一覧表となっております。担当区域ごとに推進委員の定数が決まっておりますが、今回は定数どおりとなっております。一覧表の 11 名を委員候補者とするにつきまして、ご審議下さいますようお願いいたします。

なお、本日、皆様には、推進委員の候補者として決定していただき、この事項につきまして改選後の次期農業委員会へ申し送りとなります。7 月の改選後の農業委員会におきまして、最終的な決定として、推進委員について議決し、委嘱する運びとなりますので申し添えます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

9ページをご覧ください)

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明いたします。

届出番号1号、届出地、黒駒地内、畑、1,421㎡、公益社団法人茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る4月23日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

10ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、10ページから12ページまで、14件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和8年第5回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了(午後2時33分)

議 長 齋藤 孝夫

署名委員 稲川 広美

署名委員 飯村 春夫